

平成20年度環境保全経費の見積りの方針の調整の基本方針

平成19年8月
環境省総合環境政策局

現在、地球環境はかつてない深刻な危機とも言える状況に直面している。人間活動から生ずる環境負荷が地球規模にまで拡大した結果、環境の容量を超え、地球生態系のこれまでの精妙な均衡が崩れつつある。さらに、途上国での人口増と経済成長を背景に、環境への負荷が一層増大していくおそれがある。このままでは地球規模で生態系が劣化し、水不足や食料危機、貧困問題などの世界を取り巻く様々な問題もますます深刻化するのみならず、人間の生存基盤を掘り崩し、社会経済の持続可能な発展に支障を来す懸念がある。地球環境問題は、人間の安全保障の問題とも密接に関連し、人類が直面する最大の試練と言える。こうした環境問題は、いまや世界共通のものとなりつつあり、本年6月に開催されたG8ハイリゲンダムサミットや来年開催予定のG8北海道洞爺湖サミットでは、環境問題が重要なテーマの一つとなっている。

とりわけ、地球温暖化については、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)が公表した第4次評価報告書の中で、気候システムの温暖化には疑う余地が無く、既に地球上のほとんどの地域が気温上昇の影響を受けていると指摘されたことや、G8ハイリゲンダムサミットにおいて、2050年までに世界全体の温室効果ガス排出量を少なくとも半減することを真剣に検討するという合意が得られたことなどを受け、世界中の関心を集めている。我が国としては、平成17年度における温室効果ガスの総排出量は基準年比で7.8%上回っており、京都議定書の約束達成に向けて自らの取組を一層加速化していくとともに、問題の解決に向けた世界への取組を提案するなどリーダーシップを発揮していく必要がある。このような背景の中で、安倍内閣総理大臣により地球温暖化問題に対応するための戦略パッケージとして「美しい星50(Cool Earth 50)」が提案されたところである。

上記の温暖化対策を始め、国内外挙げて取り組むべき環境政策の方向を明示し、今後の世界の枠組みづくりへ我が国として貢献する上での指針となる「21世紀環境立国戦略」が、本年6月に閣議決定されたところである。本戦略では8つの戦略を定めており、持続可能な社会の実現に向けて統合的な取組を展開していくことが求められている。

このような環境問題を取り巻く状況の変化だけでなく、本年度は、平成18年4月に閣議決定された第3次環境基本計画の着実な実行の確保のための進捗状況の第1回目の点検を行うこととしている。また、京都議定書目標達成計画の評価・見直し、循環型社会形成推進基本計画や新・生物多様性国家戦略についても、本年度中に見直しを行うこととしている。

以上のような状況並びに点検又は見直しをされる計画等を踏まえ、平成20年度の環境保全経費の概算要求に際しては、施策が重複しないよう府省間で連携を図り、また以下の点に留意して環境保全施策の効果的な展開が図られるよう努めることとする。

1 環境保全施策の推進

持続可能な社会の構築に向け、第三次環境基本計画の第2部第2章「環境保全施策の体系」に示された国内における各分野各種施策や国際的取組の効率的、効果的な推進が図られるよう、関係府省においては、環境保全上の効果及び緊急性を踏まえつつ、必要な予算の確保に努めることとする。

2 環境基本計画の「重点分野政策プログラム」に係る施策

第三次環境基本計画における各施策の中でも、特に、第2部第1章において「重点分野政策プログラム」として示された事項に係る施策は、国民のニーズや対応の緊急性、今後の環境政策の展開の方向に沿った環境施策全般の効果的実施の必要性等の観点から見て、推進を図る必要性が高い分野であり、重点的な展開が図られるよう努めることとする。

なお、第三次環境基本計画においても、中央環境審議会は同計画において設けられた目標・指標を活用しつつ同計画に基づく施策の進捗状況の点検を行い、その結果については、環境保全経費の見積りの方針の調整に反映することとしている。

(重点分野政策プログラムの概要)

事象別の分野

(1) 地球温暖化問題に対する取組

- ・ バイオマスエネルギー等の導入加速化、省エネルギー対策の推進、森林吸収源対策、京都メカニズム等による京都議定書の6%削減約束の確実な達成
- ・ 持続可能な地域・都市構造や交通システムづくり、中長期目標の策定作業開始等によるさらなる長期的、継続的な排出削減等
- ・ 避けられない地球温暖化による影響への適応策

(2) 物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組

- ・ 資源消費が少ない、エネルギー効率の高い社会経済システムづくり
- ・ 「もったいない」の精神もいかした循環の取組の促進とパートナーシップ
- ・ ものづくりの段階での3Rの内部化
- ・ 廃棄物等の適正な循環的利用と処分のためのシステムの高度化

(3) 都市における良好な大気環境の確保に関する取組

- ・ 健康で快適な都市の生活環境を確保するため、良好な大気環境を確保
- ・ 大気汚染、ヒートアイランド現象対策として環境負荷の小さい事業活動・生活様式の変革、環境的に持続可能な都市・交通システムの構築

(4) 環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組

- ・ 水質、水量、水生生物、水辺地を含む水環境等の保全と持続可能な利用、身近な水とのふれあいを通じた豊かな地域づくり
- ・ 利水・治水と整合した流域ごとの計画策定
- ・ 流域全体で、貯留浸透・涵養能力の保全・向上
- ・ 取組を国際的に発信、世界の水問題解決に貢献

(5) 化学物質の環境リスクの低減に向けた取組

- ・ 有害性・ばく露に関する情報を収集し、感受性の高い集団への影響も含めた科学的なリスク評価を推進
- ・ ライフサイクルにわたる環境リスクの低減や予防的な取組方法の観点に立った効果的、効率的なリスク管理
- ・ リスクコミュニケーション推進による環境リスクに関する国民の理解と信頼の向上
- ・ 国際的協調下での責務の履行と経験をいかした積極的国際貢献

(6) 生物多様性の保全のための取組

- ・ 各種の保護地域を中核とした国土レベル・地域レベルでの生態系ネットワークの形成
- ・ 自然環境データの収集・整備・提供
- ・ 野生動植物の保護管理、外来生物対策の充実
- ・ 多様な主体が里地里山地域等を管理し、自然資源を持続的に利用する枠組みの

構築

- ・国際的枠組みへの参加等を通じた地球規模の生物多様性の保全

事象横断的な分野

- (7) 市場において環境の価値が積極的に評価される仕組みづくり
 - ・商品・サービスの環境に関する情報の提供、企業の環境への取組についての情報開示の促進
 - ・経済的手法の検討
 - ・環境マネジメントシステム等環境保全に取り組む能力の向上
 - ・SRI等環境投資
 - ・政府調達を活用
 - ・国際市場を視野に入れた取組
- (8) 環境保全の人づくり・地域づくりの推進
 - ・地域コミュニティの活動と一体となった環境教育・学習推進等による環境保全のために行動する人づくり
 - ・コミュニティ・ビジネス等持続的な取組促進等による環境保全の組織、ネットワークづくり
 - ・地域活性化と一体となった活動促進等によるそれぞれの持つ資源や特長をいかした地域づくり
- (9) 長期的な視野を持った科学技術、環境情報、政策手法等の基盤の整備
 - ・環境分野の研究・開発を重点的に推進
 - ・環境への取組に必要な情報が誰にでも容易に入手できる基盤の整備
 - ・戦略的環境アセスメント等行政施策における環境配慮のための手法の確立・推進
 - ・2050年を展望した超長期ビジョンの提示
- (10) 国際的枠組みやルール形成等の国際的取組の推進
 - ・地球、地域、二国間レベルでの環境に関する世界的な枠組みづくりやルール形成等への主導的な貢献
 - ・アジア環境・エネルギー協力等により、地球環境の保全と持続可能な開発を考えた環境管理の有効な仕組みを東アジア地域を中心に普及
 - ・開発途上地域の環境保全のための支援、国際環境研究の推進
 - ・多様な主体との連携の確保と情報や人材の基盤整備

3 21世紀環境立国戦略の着実な展開

地球規模での環境問題の深刻化に正面から対応し、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会づくりの取組を統合的に進めていくことにより、その解決を図り、持続可能な社会を構築する。

「環境立国・日本」に向けた戦略的取組として、自然との共生を図る智慧と伝統、社会経済の発展をもたらしてきた環境・エネルギー技術、深刻な公害克服の経験、意欲と能力溢れる豊富な人材などといった我が国の強みを、環境から拓く経済成長や地域活性化の原動力となし、世界の発展と繁栄に貢献する品格ある「環境立国」を持続可能な社会の「日本モデル」として創造し、アジア、そして世界に発信する。

このため、今後1、2年で重点的に着手すべき8つの戦略が提示されたところであり、それらについても、環境基本計画の「重点分野政策プログラム」に係る施策の推進と整合性を取りつつ重点的な展開が図られるよう努めるものとする。

(今後1、2年で重点的に着手すべき8つの戦略)

- 戦略1 気候変動問題の克服に向けた国際的リーダーシップ
- 戦略2 生物多様性の保全による自然の恵みの享受と継承

- 戦略3 3Rを通じた持続可能な資源循環
- 戦略4 公害克服の経験と智慧を活かした国際協力
- 戦略5 環境・エネルギー技術の中核とした経済成長
- 戦略6 自然の恵みを活かした活力溢れる地域づくり
- 戦略7 環境を感じ、考え、行動する人づくり
- 戦略8 環境立国を支える仕組みづくり

4 低炭素社会、循環型社会、自然共生社会の構築に係る施策

低炭素社会、循環型社会、自然共生社会の構築について、それぞれ、以下の計画等が決定されている。これらの計画は本年度中に見直しが行われる予定であり、関係府省においては、その議論を十分に踏まえ、必要な予算の確保に努めることとする。

- ・京都議定書目標達成計画（平成17年4月28日閣議決定、同18年7月11日一部変更）
- ・循環型社会形成推進基本計画（平成15年3月14日閣議決定）
- ・新・生物多様性国家戦略（平成14年3月27日地球環境保全に関する関係閣僚会議決定）

5 その他の環境保全に係る施策等

上記のほか、政府において環境保全に関して以下に掲げる考え方や施策が示されており、関係府省においては、これらを踏まえつつ、必要な予算の確保に努めることとする。

- ・わが国における「国連持続可能な開発のための教育の10年」実施計画（平成18年3月30日「国連持続可能な開発のための教育の10年」関係省庁連絡会議決定）
- ・日本経済の進路と戦略について（平成19年1月25日閣議決定）
- ・経済財政改革の基本方針2007（平成19年6月19日閣議決定）
- ・バイオマス・ニッポン総合戦略（平成18年3月31日閣議決定）
- ・第3期科学技術基本計画（平成18年3月28日閣議決定）
- ・長期戦略指針「イノベーション25」（平成19年6月1日閣議決定）
- ・エネルギー基本計画（平成15年10月7日閣議決定、19年3月9日変更）
- ・アジア・ゲートウェイ構想（平成19年5月16日アジア・ゲートウェイ戦略会議取りまとめ）
- ・グローバル戦略（平成18年5月18日経済財政諮問会議取りまとめ）
- ・規制改革推進のための3か年計画（平成19年6月22日閣議決定）